

重度障害者入院時コミュニケーション支援事業者の認定申請に必要な添付書類一覧(申請書・別紙、別表10以外で提出の必要な書類)

	添 付 書 類	説 明
①	申請者(法人)の定款・寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等	<p>○地域生活支援事業を実施する旨の記載のある定款・寄附行為の写し(原本証明をしてください。)</p> <p>○地域生活支援事業を実施する旨の記載のある登記簿謄本(3か月以内の原本:写し不可)</p> <p>※具体的な記載については、「定款・寄附行為等への事業名の記載について」を参照してください。</p> <p>※公益法人等で定款の変更許可等に時間がかかる場合で、手続きが終了していないときは、現在の定款及び登記簿謄本に加えて、当該事業を行う旨の理事会等の議事録等を添付してください。ただし、手続き終了後速やかに変更後の登記簿の届出を行ってください。</p>
②	組織体制図 (参考様式1、記入例1)	<p>○兼務の状況等が把握できる組織体制図(登録含む従業者全員の氏名を反映。記載しきれない場合は従業者一覧等添付)</p>
③	運営規程	<p>○次の内容について、具体的かつわかりやすく定めてください。(参考例参照)</p> <p>1. 事業の目的及び運営の方針 2. 従業者の職種、員数及び職務内容 3. 営業日及び営業時間</p> <p>4. 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の内容 5. 利用者から受領する費用の額</p> <p>6. 緊急時等における対応方法 7. 苦情解決 8. その他運営に関する重要事項</p> <p>※営業日及び営業時間については、年間の休日も含めて定めてください。</p> <p>※その他の費用の額については、料金表を添付するなど、具体的に定めてください。</p>
④	認定に係る誓約書 (参考様式3)	<p>○認定に関して欠格要件を定めていますので、誓約書の申告により、欠格要件に該当しないものとみなします。</p> <p>※虚偽申告が判明した場合は、認定取消し等の対象となります。</p>
⑤	指定障害福祉サービス事業の指定通知書の写し	<p>○指定障害福祉サービス事業(居宅介護・重度訪問介護)の指定通知書の写し</p> <p>※居宅介護等の指定申請と同時並行で重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の認定申請を行う場合は添付不要です。</p>

※1 市外事業所については、当該市町村の認定・登録・委託又は既指定を証する書類を添付してください。

※2 その他必要に応じて書類の追加提出を求める場合があります。

※3 書類は特段の定めがない限り、原則として日本工業規格A4型とします。